

平成29年度 北本町ガス供給所の土壌調査結果について（お知らせ）

北本町ガス供給所（北本町2丁目7番11号）において、過去の土壌調査で特定有害物質が検出されたことから、当該施設の適切な維持管理を行うため、土壌汚染対策法に基づき国が指定する調査機関へ土壌調査と検討を委託しました。

調査機関からは、①敷地内への立入りを制限していることから周辺住民への健康被害が生じる状況ではない、②地下水調査では現時点において地下水の汚染は確認されていないが、今後も継続的な地下水調査が望ましいとの報告を受けました。

当局は、この報告に基づき今後も適切な維持管理を行ってまいります。なお、詳細は下記のとおりです。

記

1. 委託概要

- 委託先 明治コンサルタント株式会社（指定調査機関 2017-3-0001）
- 委託期間 平成29年4月27日から平成30年1月8日まで

2. 調査概要

- 敷地を10m格子ごと122区画に区分けし土壌調査を実施（全敷地面積11,846㎡）
- 東西南北の計4地点より地下水調査を実施

3. 調査結果（指定調査機関の報告書より抜粋）

(1) 汚染の状況について

対象地における、土壌ガス調査ではベンゼンが検出され、土壌溶出量調査では水銀、シアン、鉛が基準値を超過し、土壌含有量調査では鉛が基準値を超過したことが確認された。また、敷地内4か所の観測井戸での地下水調査では、すべての井戸で特定有害物質は検出されず、現時点において地下水の汚染は確認されなかった。

(2) 土地の評価について

現状においては、周辺環境に飲用の井戸がないこと、敷地内への立入り制限が継続されていることから健康被害が生じる状況にはなく、緊急的に措置を講じなければならない土地ではない。

(3) 汚染物質の拡散防止策について

対象地の土壌には基準値を超過した汚染物質が含まれており、拡散していないことを確認するため、継続的な監視が必要であると考えられる。監視方法として、地下水の汚染の状況を的確に把握することができると考えられる場所において、土壌ガスが検出されたベンゼンと土壌溶出量基準を超過した3物質の計4物質を対象に地下水調査をすることとし、頻度については「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」を参考に調査開始の平成27年から10年目までは年1回以上、11年目以降は2年に1回以上行うことと考える。また、汚染の拡散等を未然に防止するため、高濃度のベンゼンが検出された箇所の特ールについては、掘削除去を行うことが望ましい。

(4) 地下水の観測地点について

観測地点については敷地境界を囲む四方位とするのが一般的であり、現在の4か所の観測井戸は地下水の汚染の状況を的確に把握することができる場所として適当である。ただし、将来において当該敷地周辺に飲用の井戸の申請許可がなされた場合は、今回の調査結果及び申請井戸の内容を基に新たに指定調査機関と協議を行い、観測地点の再検討を行うことが望ましい。

4. 局の対応について

調査機関の報告に基づき、以下のとおり対応します。

- (1) 今後も敷地への立入制限を継続します。
- (2) 地下水調査は、法的義務は無いものの平成36年までは年1回、それ以降については2年に1回継続監視します。
- (3) タールが検出された1か所については、平成30年度に必要な手続きを行い掘削除去します。
- (4) 周辺に飲用の井戸の申請許可があった場合は、地下水の観測地点の再検討を行います。